

(様式1)

スポーツ団体ガバナンスコード<一般スポーツ団体向け>に係るセルフチェックシート

[団体名：(一財)長野県バレーボール協会]

[記載日： 2023年3月11日]

【対応状況に係る自己評価】

A：対応している

B：一部対応している

C：対応できていない

項目		対応状況
原則1 法令等に基づき適切な団体運営及び事業運営を行うべきである。		
(1) 法人格を有する団体は、団体に適用される法令を遵守しているか。		A
(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等) 一般財団法人に関する法律に則って適切な運営に努めている <当協会規程等> 定款、細則		
(2) 法人格を有しない団体は、団体としての実体を備え、団体の規約等を遵守しているか。		
(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等)		
(3) 事業運営に当たって適用される法令等を遵守しているか。		A
(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等) 法人法、当協会定款・細則および規程を遵守している。その他、労務管理・安全衛生管理等に関わる法令、税務等に関わる法令遵守に努め、また公共施設利用に関する規則、安全・防火管理等に関する条例等を把握し遵守し、大会・イベントの開催においては、事前に施設利用の注意事項・危機管理などを徹底した上で実施している		
(4) 適切な団体運営及び事業運営を確保するための役員等の体制を整備しているか。		A
(現在の取り組み状況, 今後改善に取り組む事項等) ・関係法令及び定款・細則に基づいて理事・評議員・監事を選任して運営にあっている ・理事会、評議員会、加盟団体代表委員総会を開催し、定期的に業務執行状況を報告している ・今後の取り組み課題：女性役員などの増員や、障がい者スポーツへの取り組みなど多様性の向上を図る。		

	原則2 組織運営に関する目指すべき基本方針を策定し公表すべきである。	
(1) 組織運営に関する目指すべき基本方針を策定し公表しているか。		A
	(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等) ・年度毎に運営基本方針を策定し、理事会承認後にホームページ上で公表している ・今後の取り組み課題： <u>中長期の組織全体としての目指す姿および計画を策定し、役員・会員で共有していく</u>	
	原則3 暴力行為の根絶等に向けたコンプライアンス意識の徹底を図るべきである。	
(1) 役職員に対し、コンプライアンス教育を実施しているか、又はコンプライアンスに関する研修等への参加を促しているか。		A
	(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等) ・総務委員会と地区協会総務委員長合同研修会を実施し、会計処理・大会運営方法・危機管理などについて周知・徹底している ・役員並びに職員への注意喚起と研修会等への参加を促している。また役員全員がコンプライアンスに関するWeb研修を受講した。(令和3年度)	
(2) 指導者、競技者等に対し、コンプライアンス教育を実施しているか、又はコンプライアンスに関する研修等への参加を促しているか。		A
	(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等) ・ポスター配付や大会代表者会議の席上などで、注意喚起と研修会等への参加を促している ・JSP0 公認指導者養成講習会を毎年開催し、カリキュラムに関連内容を盛り込んでいる ・ジュニア世代指導者(小中高)全員にコンプライアンス研修の受講を義務付け、全員が受講を終了した。(令和4年度) 今後もの定期的な受講を義務付け、繰り返し(3年毎)の教育実施していく。	
	原則4 公正かつ適切な会計処理を行うべきである。	
(1) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守しているか。		A
	(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等) ・定款・細則および関係内部規程に則り、会計原則を遵守し、適切な処理に努めている ・予算執行に当たっては多重チェック体制を確保している ・インターネットバンキングにより支払い事務を行っている ・総務委員会と地区協会総務委員長合同研修会を実施し、会計処理などについて周知・徹底している	
(2) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守しているか。		A
	(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等) ・各種公的補助金については、行政庁・上部団体などの基準・規程・ガイドラインに則り運用処理している。また、必要に応じて内部規程を制定して適正な運用に努めている 関係規程：強化補助金支給規程	

(3) 会計処理を公正かつ適切に行うための実施体制を整備しているか。			B
	<p>(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法人法等に基づき監事2名を選任し、年2回の監査(中間監査・決算監査)を実施し、評議員会・理事会・加盟団体代表委員総会に報告している ・ 担当委員会内に財務担当者を配置し、内部牽制機能を強化している ・ 多重チェックによる予算執行、インターネットバンキング導入による会計事故を防止に努めている。 ・ 今後の取り組み課題：<u>適正運用向上のため、公認会計士を置く必要がある。</u> 		
	<p>原則5 法令に基づく情報開示を適切に行うとともに、組織運営に係る情報を積極的に開示することにより、組織運営の透明性の確保を図るべきである。</p>		
(1) 法令に基づく情報開示を適切に行っているか。			A
	<p>(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業計画予算および事業報告や財務諸表など、組織運営に関わる情報(理事会資料)をホームページ上で積極的に公開している ・ 法人法に基づき公益目的支出計画の実施状況を、定期的に評議員会および行政庁に報告している 		
(2) 組織運営に係る情報の積極的な開示を行っているか。			A
	<p>(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ホームページ上で出来る限りの情報を開示している ・ 毎月県協会ニュースを発刊してホームページ上で公開する他、役員/加盟団体/評議員/協会OBなどの協賛会員へ配信している ・ 会員/社会などからの信頼を得るため「ガバナンスコード」の遵守状況をホームページ上で公開し、組織運営の透明性向上を図っている 		
	<p>原則6 高いレベルのガバナンスの確保が求められると自ら判断する場合、ガバナンスコード<NF 向け>の個別の規定についても、その遵守状況について自己説明及び公表を行うべきである。</p>		
	<p>自らに適用することが必要と考えるガバナンスコード<NF 向け>の規定があるか(ある場合は下欄に記述)</p>		
原則■			
	<p>(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等)</p>		